

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第957号

プラスチックごみの収集が

始まります

清掃センターの大規模修繕工事のため「プラスチック製品」の分別収集が4月1日から始まります。

4月1日のごみの収集から、燃えるごみの中にプラスチック製品を出せなくなります。

4月第2週から町内4コース（燃えるごみを収集している地区割）をまわり月2回収集します。

配布しているチラシ及びごみカレンダーを参考に「プラスチックごみ」を「容器包装プラスチック」「硬質プラスチック」に分けて、出して下さい。

汚れているものは、収集してもらえませんので軽く水洗いをして出して下さい。

プラスチックごみの収集場所は、古紙・ペットボトルの収集場所と同じです。

燃えるごみの収集場所でも、プラスチック類は収集場所になっていない場所がありますので気をつけて下さい。

その他不明な点がありましたらお問い合わせください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【実施予定期間】

4月1日（土）～12月30日（土）

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班 電話 76-21113

本山町福祉バス・タクシー料金

助成事業について

平成29年度福祉バス・タクシー料金助成事業の申請を保健福祉センターで受け付けています。事業の内容は次のとおりです。

《福祉バス》

病院又は医院及び診療所に通院する場合、その料金を助成します。

【対象者】 本山町に住所を有する70歳以上の者

【利用区域】 本山町内又は土佐町、大豊町内

【助成金額】 バス料金

《福祉タクシー》

病院又は医院及び診療所に通院する場合、路線バスを利用する事が困難なため、タクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。

【対象者】 本山町に住所を有する75歳以上の者

【利用区域】 本山町内

【助成金額】 タクシー料金の基本料金を除く額

【助成券】

一般 年間24枚

障害者 年間36枚

（身体障害者手帳 1級、2級）

【申請及び問い合わせ先】

保健センター（健康福祉課）

電話 70-10600

毎月第3金曜日は

民事・家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施します。日頃の心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事・家事相談をご利用ください。なお、相談は事前予約制（相談日の1週間前まで）です。必ず、電話等で予約を入れてください。

【日時】

4月21日（金） 午後1時～3時30分

（相談時間は、1組あたり30分です。）

【場所】

役場1階 町民相談室

【事前予約連絡先】

総務課

電話 76-22223

毎月第3木曜日は

行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自宅で受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所でも受け付けています。お気軽にご相談ください。

【日時】

4月20日（木） 午前10時～正午

【場所】

役場1階 町民相談室

【問い合わせ先】

行政相談員 曾我部 巧

自宅／本山町本山313番地8

電話 76-26087

『緑の募金』にご協力をお願いします

昨年の『緑の募金』活動では、3554,500円の募金を集めることができました。特に家庭募金では、352,800円も集まり、市民の皆様のご協力、誠にありがとうございました。

本山町支部の活動として、小学生による「緑に関する絵画コンクール」の実施を始め、嶺北中学生による、1年生の「森林・環境保護ポスター作成」、2年生の「屋外体験活動・夏の器制作」、吉野地区で行われた植樹イベント等に取り組み、緑化に関する普及啓発活動を行うことができました。

今年も「山や森の大切さ、みどりの街づくり」を目指し、5月中旬までに家庭募金（目安は300円/戸）活動に取り組みます。

各地区の区長さんや班長さんにご協力いただき、募金を集めますので、ご理解のうえ、市民の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班内

公益社団法人 高知県森と緑の会本山町支部

電話 76 - 3916



『立木を伐採するには届出』

【または許可】が必要です

【一般の伐採届】

自分の山の木なら自由に伐つてもいい。こんなふうに思っている方はどうでしょうか？たぶん、あなたも山でも、森林を伐採するときは「伐採届」の提出が必要ですよ。

※ただし、倒木・枯死木などを伐採する場合は必要はありません。また、保安林に指定されている場合、「伐採届」ではなく、「伐採許可申請」により、知事の許可が必要となります。

【目的】

森林は、木材の生産だけでなく、水源を豊かにし、土砂災害を抑え、人の心を癒してくれる等、多面的な機能を有しており、私たちの生活に重要な役割を果たしています。健全で豊かな森林を保ち続けるため、適切な施策を行うよう、各市町村では、「森林整備計画」を作成しています。

【申請時期】

伐採を開始する日の90日～30日前までの期間

【申請者】

森林所有者が自分で伐採するときは森林所有者が届け出ます。また、山林の立木を買い受けて伐採するときは、買い受けた人と森林所有者が連名で提出します。

【届出の内容】

場所（大字・字・番地）、面積、期間、伐採方法、伐採後の計画等

【違法伐採対策】

伐採木を原木市場に出す場合、「合法伐採証明」が必要となります。これは、市町村が「伐採届」に対して「適合通知」又は「受理決定通知」を出します。その通知書が「合法伐採証明」となります。

【その他】

無届出の伐採した者は、100万円以下の罰金が課せられる場合があります。

発電用木質バイオマスの

代行証明について

再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）における発電用の木質バイオマス燃料として木材を使用するためには、平成24年に林野庁により示された「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき、調達区分ごとの「分別管理」と「証明の連鎖」が必要となります。

小規模な森林所有者及び零細な個人経営の林業事業者等により伐採・出材された木質バイオマスについて、平成27年4月から、間伐材など由来の木質バイオマスや、一般木質バイオマス由来であることの証明を町が代行して行います。

これにより、業界団体認定の取得が困難な小口の出材者からの木質バイオマスを発電用チップに供することができるようになります。

証明を依頼される場合は、必要書類を添付の上、申請手続きを行ってください。なお、詳細はお問い合わせ下さい。

【申請時に添付が必要な書類】

保安林の場合

保安林内伐採許可通知書等

（90～20日前等）

森林経営計画対象森林の場合

森林経営計画に係る伐採届出書等

（施業後30日以内）

その他普通林の場合

伐採及び伐採後の造林の計画の適合口通知書等

（90～30日前）

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班

電話 76 - 3919